

議案第 39 号

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合規約（昭和 43 年兵庫県指令地第 1419 号許可）の一部を別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 7 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

兵庫県市町交通災害共済組合が平成 33 年度末をもって解散することで合意が得られたことに伴い、同組合で実施する交通災害共済事業の共済期間を平成 32 年 3 月 31 日までとするため、同組合規約の一部を変更しようとするものです。

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を変更する規約

兵庫県市町交通災害共済組合規約（昭和 43 年兵庫県指令地第 1419 号許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、平成 32 年 3 月 31 日までに共済期間が終了するものに限る。

附 則

この規約は、兵庫県知事の許可があった日から施行する。

## 議案第 39 号資料

### 兵庫県市町交通災害共済組合規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。<u>ただし、平成 32 年 3 月 31 日までに共済期間が終了するものに限る。</u></p>